

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
固定資産税関係台帳等の閲覧	パートナーシップの宣誓をされた方を親族として取り扱い、同居の場合、固定資産税関係台帳等の閲覧を可とする。	○			税務課 (代) 0569-72-1111
税務証明書の交付（所得証明書、納税証明書等）	パートナーシップの宣誓をされた方を親族として取り扱い、同居の場合、税務証明書の交付（所得証明書、納税証明書等）を可とする。	○			税務課、収納課 (代) 0569-72-1111
アピアランスケア用品購入費補助金申請	ファミリーシップの宣誓をされた方を申請者として取扱うこととし、アピアランスケア用品購入費補助金の申請を可とする。	○			健康課 0569-72-2500
武豊町若年がん患者在宅療養支援事業助成金	ファミリーシップの宣誓をされた方を申請者として取扱うこととし、若年がん患者在宅療養支援事業助成金の申請を可とする。	○			健康課 0569-72-2500
住民票の続柄を「縁故者」に変更	同一世帯の場合、「同居人」→「縁故者」と変更できる	○			住民窓口課 (代) 0569-72-1111
結婚新生活支援事業	結婚新生活に係る費用を助成	○			企画政策課 (代) 0569-72-1111